

【2】事業者への指導等について

1. 事業者指導・監査の実施方針について

→「令和6年度 南丹市地域密着型サービス事業者等指導・監査実施方針」（資料2 別紙1）に基づき、事業者への指導等を行います。

（1）指導の方針について

→次の観点から指導を行います。

- ①法令が遵守されているか
- ②適正な保険給付がなされているか
- ③利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービス提供がなされているか
- ④適切な防災対策やリスクマネジメントが行われているか

※重大な法令違反、介護報酬の不正請求、不適切な介護サービス提供の疑い等がある場合には、速やかに監査を実施し、京都府へ通報等を行います。

（2）指導の形態

○集団指導：

指導の対象となる事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行います。

○運営指導：

指導の対象事業所において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行います。

→ 施設系及び入所系サービスは原則1日、その他のサービスは原則半日の実施とします。

<優先する事業所>

- ①苦情や通報があり運営指導が必要とされる事業所
- ②新規指定事業所（新規指定後、運営指導を受けていない事業所）
- ③①・②以外の事業所は、指定有効期間内に少なくとも1度は実施することとし、前回の運営指導からより年数が経過している事業所を優先とします。

<留意事項>

- ・上記③の前回の指導からの年数については、京都府の指導も含めます。
- ・複数の介護サービスを提供している事業者においては、効果的な運営指導の実施と事業者への負担を考慮し、他の指定権者（例：京都府等）と合同で運営指導を行うことがあります。

(3) 指導の重点事項 ※抜粋

- ・業務継続計画の策定、研修・訓練の実施
 - ・ハラスメント対策
 - ・人員の適切な管理、勤務体制状況
 - ・利用者へのサービス内容及び手順の説明並びに契約等の状況
 - ・居宅介護支援（介護予防支援）：適切なケアプランの作成及び見直しの状況、自己によるケアプラン点検の実施状況
 - ・各種記録の状況
 - ・介護給付費の適正な算定
 - ・令和6年度介護報酬改定及び指定基準の改正点の取扱い状況
 - ・介護職員処遇改善加算等を算定する事業所の適正な賃金改善
- (ほか)

2. 運営指導の流れ等について

→南丹市においては、以下の流れで運営指導を行っています。

<運営指導に当たって…>

南丹市では、市の一方的な指導ではなく、事業所の管理者・介護支援専門員の皆様との会話や説明を受ける中で、利用者やケアマネジメントの状況等を把握させていただき、「利用者に対してより良いサービスを提供する。」という共通の目的に向かって互いに努めて参りたいと考えております。

[運営指導の流れ]

【1】運営指導の日程調整（指導日の概ね1ヶ月～1ヶ月半前）

- ・南丹市から、運営指導を予定している事業所に対し、大まかな実施時期の希望を聞き取ったうえで、日程調整をさせていただきます。
- ・施設系及び入所系サービスについては、原則1日、在宅系サービスについては、原則半日の日程でお願いしています。
- ・原則、職員2名でお伺いします。
- ・南丹市より、運営指導の案内を送付します。



【2】事前提出書類の提出（指導日の概ね10日から2週間前）

→運営指導を円滑に進めるためご協力をお願いします。

<事前提出書類> … 1部提出（資料2 別紙2）

- ①運営規程、重要事項説明書、利用契約書（※既存のもの）

- ②従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（※指導日の前月、前々月分）
- ③運営自主点検表
- ④各種加算等自主点検表
- ⑤事業所の広告、パンフレット（※作成されている場合のみ）



【3】運営指導（当日）

→あらかじめご連絡した書類をご準備ください。（資料2 別紙2）

- ・事前提出書類の内容についての聴き取り、確認。
- ・自主点検表の内容に沿っての聴き取り、確認。
- ・現地確認（可能な限り）

※当日、現地にて追加資料等の提示をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。



【4】運営指導の結果

- ・運営指導により指摘事項がある場合、口頭又は文書での指摘をさせていただきます。
- ・法令基準違反等の事実があり、改善を要すると認められた事項については、文書指摘の扱いとなり、原則として1箇月以内に改善報告書の提出を求めます。
- ・その他、必要に応じて適切な処置を行います。

3. 運営指導における指摘事項等について

→これまでの運営指導での指摘事項や気付いた点についてお知らせします。
各事業所においても、再確認をお願いします。

<令和5年度の結果概要>

- 減算につながる人員基準違反や不正請求等、監査につながる重大な法令遵守違反はありませんでしたが、各書類の整合性の指摘や運営上の一部見直しを求めた事業所がありました。

<令和5年度の運営指導により指摘した主な事項>

No.	項目	サービス	内容
1	運営規程等について	共通	○運営規程、重要事項説明書、契約書等の内容について、記載誤り等があるため、これを改めるとともに、記載内容の整合を図ること。
2	共益費について	認知症 対応型 共同生活介護	○保険給付の対象となっているサービスと明確に区別されない、「共益費」といった表現のあいまいな名目による費用の受領は認められていないため、費用の内訳が明らかにされるよう改めること。
3	勤務形態一覧表について	共通	○勤務形態一覧表と勤務実態の整合性がとれていないため、改めること。
		居宅介護支援	○事務職員を配置することで、居宅介護支援費取扱件数の優遇措置を受けようとする場合は、事務職員についても勤務形態一覧表に勤務状況を記載すること。
		共通	○「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の作成に当たっては、同一事業所内で兼務する者は、勤務状況が把握できる様、兼務する職種ごとに勤務時間を記載すること。 なお、兼務については、業務に支障がないと認められる場合のみ可能とする。
4	非常災害対策について	共通	○事業所が策定することになっている非常災害に関する具体的計画のうち、「風水害」及び「地震等」に関する計画がないため、これを策定すること。
		共通	○事業所において避難等の訓練を実施されているが、「風水害」及び「地震等」を想定した訓練が実施されていないため、実施を計画すること。
5	業務継続計画の策定等について	共通	○業務継続計画について、「感染症」に係る業務継続計画は策定されているものの、「災害」に係る記載がなかったため、これを記載すること。
		共通	○職員に対する業務継続計画の周知、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。
6	サービスの提供の記録について	共通	○サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する必要があるが、既存の記録では利用者のサービス開始時刻と終了時刻が確認しづらいため、これを改めること。

7	屋外サービスの提供について	地域密着型通所介護	○事業所内でサービスを提供することが原則であるが、屋外にて効果的な機能訓練等のサービスを提供する場合は、あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けておくこと。
8	掲示について	共通	○事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、苦情相談窓口等の重要事項を掲示することになっているが、最新の情報ではなかったため、これを改めること。
8	掲示について	共通	○ファイルの設置等で掲示の代わりとする場合、サービス利用申込者、利用者及び家族等に対し、自由に閲覧が可能であることの周知に努めていただきたい。
9	個人情報の取扱いについて	共通	○サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることになっているが、利用者家族の個人情報を用いる場合にあっても、本人同意のみの書類が見受けられたため、利用者家族からも同意を得ること。
10	令和3年度指定基準の改定に伴う対応について	共通	○令和3年度指定基準の改定に伴い規定された取組について、基準に従い、速やかに実施すること。
11	軽度者の福祉用具貸与について	居宅介護支援	○要介護1の利用者（以下、「軽度者」という。）の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚労省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年厚生省告示第91号）別表第1の調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下、「調査票の写し」という。）を市町村から入手し、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することを同意を得たうえで、調査票の写しの内容が確認できる文書を当該軽度者へ送付しなければならないが、現在指定福祉用具貸与事業者に送付している文書が「調査票の写しの内容が確認できる文書」には不十分と認められるので、改めること。
12	ターミナルケアマネジメント加算について	居宅介護支援	○加算の算定にあたっては、利用者又は家族からの同意を得ているとのことであるが、同意書等文書での取り交しを行わない場合は、同意を得た旨を支援経過等に記録しておくこと。

13	介護職員処遇改善加算について	<p>○介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定にあたっては、職責または職務内容の要件、資質向上のための支援に関する計画、経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み、一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組み、処遇改善の内容等を定め、すべての職員に周知する必要があるが、周知の方法についてより効果的な方法に改めること。</p>
----	----------------	---

<参考 過去の実地指導により指摘した主な事項>

No.	項目	サービス	内容
1	運営規程等（重要事項説明書・契約書）	共通	○交通費の徴収について、利用者に誤解が生じないよう、分かりやすい記載に努めること。 例) 通常の事業の実施地域を越えた地点から○○kmまで△△円 など
			○重要事項、各種計画等を記した文書の交付が確認できるようにあらためること。
			○契約書の日付について、鉛筆で記載がされているものがあった。鉛筆での記載は、内容の修正等につながる恐れがあるため、これを改めること。
		認知症対応型通所介護	○認知症対応型通所介護計画について、短期目標及び長期目標の期間が共に認定有効期間（例：2年間）と同じになっているものがあったため、それぞれの目標期間を適切に設定すること。
			○認知症対応型通所介護計画の目標の達成状況（評価）が確認できるよう記録すること。
居宅介護支援	○契約書について、契約の自動終了に係る条件として、「自立」と判定されることの記載があるが、「要支援1」「要支援2」の場合も条件に含めること。		
2	勤務体制の確保等	共通	○事業所ごと、原則、月ごとに作成される勤務表については、当該事業所における実際の勤務日・勤務時間、氏名・職種等が分かるように記載すること。
			○兼務をしている職員については、その兼務関係等を明確に記載すること。
			○管理者は、勤務表の内容を事業所従業者に説明し、周知すること。
			○法人全体での研修は実施されているが、当該事業所の従業者の資質向上と研修の機会の確保のため、事業所としての研修の実施に努められたい。
			○令和3年度の地域密着指定基準の改定に伴い、「職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置」を講じることが規定されたため、基準に沿った取組を実施すること。

3	サービスの提供の記録	認知症 対応型 通所介 護	○指定認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項等（利用者ごとのサービス提供開始時刻及び終了時刻を含む）を記録することになっているが、事業所が作成した「業務日誌」のサービス提供時間数の欄には、予め『7～9時間』の記載があったため、サービス提供実績に応じた時間数を記載すること。
		認知症 対応型 通所介 護	○上記の記録の内容は、利用者からの申出があった場合には、文書の交付等で利用者へ提供しなければならないことを踏まえて、詳細に記録すること。
		認知症 対応型 共同生 活介護	○入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。
4	記録の保存期間	共通	○南丹市では、利用者に対する指定居宅介護支援に関する記録の保存期間を5年としている。
5	地域との連携	地域密 着型通 所介護	○指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、「運営推進会議」を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること
			○運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
6	緊急時及び非常災害時等の対応方法	共通	○緊急時及び非常災害時の連絡体制として事業所内に従業員の連絡網が掲示されているが、既に退職している者が記載されたままであり、また、記載されていない従業員が存在した。 連絡網は、その役割を十分理解したうえで常に最新の状態にするとともに、従業員へ周知すること。
		地域密 着型通 所介護	○非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。）のうち、風水害に関する計画が確認できなかったため、速やかにこれを策定するとともに、災害時の通報及び連携体制の整備等、対策に万全を期すこと。
6	平面図について	認知症 対応型 通所介 護	○実地指導において提出のあった平面図が実際と異なるため、改めること。 また、指定申請時の内容から変更がある場合は、変更の内容を届け出ること。

7	掲示について	共通	<p>○事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないが、その内容の一部が変更前のものであったため、最新の内容に改めること。</p>
8	介護報酬算定関係	地域密着型通所介護	<p>○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件について、①職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について、就業規則等に規定された内容が不十分であるため、改善の上、介護職員に周知すること。</p> <p>また、介護職員処遇改善計画書及び実績報告書について、事務室に貼り出されていたが、介護職員への周知が不十分であったため、周知を徹底すること。</p>
		居宅介護支援	<p>○入院時情報連携加算の算定に当たり、利用者が入院をした場合には、別様式を用いて情報提供を行っているが、入院日及び情報提供日の記入漏れがあったため、これを改めること。</p>

以上

令和6年度 南丹市指定地域密着型サービス事業者等指導・監査実施方針

1. 趣 旨

南丹市が指定する地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者、第1号事業者（従業者等を含む。以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）に対する指導・監査について、介護保険法（平成9年法律第123号）、南丹市地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成19年7月2日、告示第166号）及び南丹市地域密着型サービス事業者等監査要綱（平成19年7月2日、告示第165号）に定めるもののほか、計画的、効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2. 指導の方針

指定地域密着型サービス事業者等の指導は、①法令が遵守されているか、②適正な保険給付がなされているか、③利用者の尊厳が保持され利用者本位のサービス提供がなされているか、④適切な防災対策やリスクマネジメントが行われているかなどの観点に立ち、これに重点をおいて実施する。

また、重大な法令違反、介護報酬の不正請求、不適切な介護サービス提供の疑い等がある場合には、介護保険制度の信頼維持及び利用者保護の観点から、速やかに監査の実施及び京都府への通報等を行うものとする。

3. 指導の対象事業者等

- (1) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者が開設する事業所
- (2) 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者が開設する事業所
- (3) 第1号事業者が開設する事業所
- (4) その他、南丹市が必要と認める事業所

4. 指導の形態

(1) 集団指導

指導の対象となる事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。

集団指導は適正なサービスを提供するための事業者に対する必要な情報伝達を行う場と位置付け、遵守すべき介護保険関係法令や各種サービス提供の取扱い、介護報酬請求に関する事項等（介護報酬算定の加算・減算、職員の資格及び員数（名義借り、虚偽申請防止））の周知徹底等に重点をおいて行うものとする。

(2) 運営指導

原則、指導の対象事業所において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行う。

サービスの種別によらず、①苦情や通報があり運営指導が必要とされる事業所、②新規指定事業所は原則として運営指導の対象とし、その他の事業所は必要に応じて計画的に運営指導を行うものとする。

なお、複数の介護サービスを提供している事業者においては、効果的な運営指導の実施と事業者への負担を考慮し、他の指定権者（例：京都府等）と合同で運営指導を行うことがある。

5. 指導の体制

運営指導は原則として指導担当職員2名以上で行うものとし、うち1名以上は係長級以上の職にある者を充てる。

6. 指導日数

- (1) 施設系及び入所系サービス：原則1日
- (2) 在宅系サービス：原則半日
(ただし、施設併設又は複数の事業所の場合は1日もあり得る。)

7. 指導の重点事項

- (1) 法令遵守事項
 - 人員、設備及び運営の状況
 - ・業務継続計画の策定、研修・訓練の実施
 - ・ハラスメント対策
 - ・人員の適切な管理、勤務体制状況
 - ・利用者へのサービス内容及び手順の説明並びに契約等の状況
 - ・サービス計画の作成、サービス提供の状況
 - ・居宅介護支援（介護予防支援）については、適切なケアプランの作成及び見直しの状況、自己によるケアプラン点検の実施状況
 - ・各種記録の状況
 - ・従業員及び運営に係る質の向上を目指した研修の実施状況
 - ・業務管理体制に係る事項 等
 - 令和6年度介護報酬改定及び指定基準の改正点の取扱い状況
 - ・医療と介護の連携の状況
 - ・感染症や災害への対応状況
 - ・高齢者虐待防止の状況等
- (2) 介護報酬等請求事項
 - ・介護給付費の適正な算定
 - ・「ケアプラン」や「他職種協働によるケア」をベースにした報酬上の加算について適正な請求の推進
 - ・介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者についての適正な請求の推進
 - ・介護職員処遇改善加算等を算定する事業所の適正な賃金改善
 - ・日常生活品費等のその他の利用料の適切な請求 等
- (3) 尊厳保持（サービス提供）事項
 - ・高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解及び身体拘束廃止取組の推進
 - ・虐待の発生又はその再発を防止するための取組^{*}
- (4) 地域との連携の状況（居宅介護支援、介護予防支援を除く）
 - ・運営推進会議の実施状況及び会議での意見等の反映状況
 - ・地域と事業所との関わり、連携の状況
 - ・災害時における地域との連携
- (5) その他

8. 監査

監査は、人員・設備及び運営に関する基準違反の疑義がある場合などに行う。

- (1) 利用者及びその家族、介護従業者などからの通報・苦情・相談等により情報提供を受けて、指定基準違反、不適正な運営又は不正な介護報酬の請求であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合
- (2) これまでの指導の結果、さらに指導が必要と認められる場合
(具体的には指導時において、虐待、拘束等で利用者の生命の危険がある場合や、虚偽申請、悪質な基準違反、不正な介護報酬の請求が認められる場合など)
- (3) 複数の市町村から指定を受けていて、合同監査が必要と認められる場合
- (4) その他特に監査が必要と認められる場合

9. 監査の体制

監査は原則として指導担当職員2名以上で行うものとし、うち1名以上は係長級以上の職にある者を充てる。

10. 監査実施の留意点

監査の実施にあたっては、関係市町村や関係機関とも十分な連携を図るとともに、不適正な運営や介護報酬の不適正な支払を早期に停止させるため、機動的な対応がとれるよう体制を整備しておくものとする。

11. 指導・監査後の処理

(1) 文書指摘

運営指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり、改善を要すると認められた事項については、当該サービス事業者等に対し、文書指摘として書面で通知し、原則として1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

(2) 自主点検及び自主返還指示

運営指導において、介護給付等対象サービスの内容、介護給付費の算定又はその請求に対し不当な事実を確認したときは、当該サービス事業者等に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行う。

この場合、指摘を行った事項について、全要介護者等の介護給付費明細書等関係書類を対象に指導を行った月の前5年間について、自主点検のうえ、その結果を報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

また、該当する保険者に対し必要な事項を通知する。

(3) 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案し、上記(1)の文書指摘より強力に指導を行う必要があると認めるときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

(4) 業務改善命令

上記(3)の勧告を受けたサービス事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置を採らなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し、必要があると認める場合には、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会に連絡する。

(5) 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認める場合には、当該サービス事業者等の指定等を取消又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会に連絡する。

(6) 加算金

指導・監査の結果、介護給付費の返還が生じる場合であって、サービス事業者等が偽りその他不正の行為により介護給付費の支払いを受けていたことが確認されたときは、過去2年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、法第22条第3項の規定により当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう、当該サービス事業者等に指示するとともに、当該保険給付に係る保険者に対し、支払いを求めるよう通知する。

(7) 公表

上記(3)の勧告を行った場合であって、期限までに改善措置が履行されなかった場合は、法令基準違反の程度を勘案し、又は(4)の業務改善命令又は(5)指定等の取消又は効力停止の処分を行った場合は、原則として、その旨を公表する。

(8) 聴聞等

上記(4)の業務改善命令及び(5)指定等の取消又は効力停止の処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続きを行う。ただし、同条第2項の規定により、これらの手続きをとることを要しない場合を除く。

(9) 刑事告発

悪質と認める不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

以上

令和6年度 地域密着型サービス事業者等運営指導時準備書類一覧（南丹市）

1 事前提出書類（写し、各1部）

(※介護予防サービスを含む)	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特養	居宅介護支援・介護予防支援
(1) 運営規程、重要事項説明書、利用契約書	○	○	○	○	○	○
(2) 勤務形態一覧表（ <u>運営指導実施月の前月、前々月分の実績</u> ）	○	○	○	○	○	○
(3) 運営自主点検表	○	○	○	○	○	○
(4) 加算自己点検シート	○	○	○	○	○	○
(5) 事業所の広告、パンフレット（ある場合）	○	○	○	○	○	○

2 当日準備書類

(1) 重要事項説明（同意、交付が確認できるもの）、利用・入所契約書	○	○	○	○	○	○
(2) 利用者の介護保険番号、有効期限等を確認している記録等	○	○	○	○	○	○
(3) 診断書				○		
(4) 入所検討委員会の会議録					○	
(5) 居宅サービス計画	○	○				○
(6) 個別サービス計画	○	○	○	○	○	○
(7) アセスメント、モニタリングの記録	○	○	○	○	○	○
(8) 職員の勤怠状況が確認できるもの（タイムカード等）	○	○	○	○	○	○
(9) 資格証、研修修了証の写し（ <u>人員基準の資格要件に該当する者のみ</u> ）	○	○	○	○	○	○
(10) 雇用形態が確認できるもの（雇用契約書）	○	○	○	○	○	○
(11) 従業者の秘密保持に係る誓約書等（雇用契約書、就業規則等）	○	○	○	○	○	○
(12) 個人情報の利用に関する同意書	○	○	○	○	○	
(13) 給与等の支払が確認できるもの（処遇改善加算関係）	○	○	○	○	○	○
(14) サービス提供の記録、業務日誌、送迎記録、支援経過記録	○	○	○	○	○	○
(15) サービス担当者会議の記録	○	○	○			○
(16) 身体拘束等の適正化のための指針、身体拘束適正化検討委員会の議事録等				○	○	
(17) 身体的拘束等の記録	○	○	○	○	○	○
(18) 身体的拘束等の適正化のための指針並びに検討委員会の開催状況等				○	○	
(19) 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針	○	○	○	○	○	○
(20) 業務継続計画並びに研修・訓練の計画及び実績がわかるもの	○	○	○	○	○	○
(21) 非常災害時の対応マニュアル並びに訓練等の状況がわかるもの	○	○	○	○	○	
(22) 生産性向上のための委員会の開催状況がわかるもの（ <u>令和9年3月31日までは努力義務</u> ）			○	○	○	
(23) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針並びに研修・訓練の計画及び実績がわかるもの	○	○	○	○	○	○
(24) 苦情対応に関するマニュアル及び対応記録	○	○	○	○	○	○
(25) 運営推進会議の記録	○	○	○	○	○	
(26) 外部評価結果				○		
(27) 事故発生時の対応マニュアル及び処置の記録、損害賠償の実施状況	○	○	○	○		○
(28) 事故発生防止のための委員会の開催状況並びに研修の計画・実績がわかるもの					○	
(29) 虐待防止のための指針並びに研修の計画及び実績がわかるもの	○	○	○	○	○	○
(30) 栄養ケア計画、栄養状態の記録					○	
(31) 口腔衛生の管理計画					○	
(32) 介護給付費の請求に係る書類（国保連請求分）	○	○	○	○	○	○
(33) 利用者への請求書・領収書の控え	○	○	○	○	○	○
(34) 各種加算請求に対する体制等を確認できる書類	○	○	○	○	○	○

令和5年度における全国の行政処分状況（令和5年8月以降）

番号	処分内容	通知日	サービスの種類	都道府県	内 容	備 考
1	一部効力の停止	R5.8.18	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	北海道	不明	R5.9.1から6月間
2	指定の取消し	R5.8.25	福祉用具貸与	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ●人員基準欠如 指定福祉用具貸与事業所を運営するに当たっては、常勤の管理者及び常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置しなければならないところ、上記従業者を適切に配置していなかった。 ●設備基準欠如 対象事業所が指定を受けた所在地に対象事業所は存在しておらず、対象事業所は、事業の運営に必要な区画等を有していない。 ●命令違反 上記について、改善勧告及び改善命令を行ったが、対象事業者は報告期日までに、正当な理由なく同勧告及び同命令に係る措置を講じなかった。 	R5.8.25指定取消
3	指定の取消し	R5.8.31	居宅介護支援	山口県	<ul style="list-style-type: none"> ●不正請求 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に対して、以下の2点について文書を交付して説明を行っておらず、運営基準減算の要件に該当することを知りながら、減算することなく、通常の居宅介護支援費を請求していた。 ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。 ②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。 ●虚偽報告 監査の際、実際には利用者に交付していない虚偽の契約書兼重要事項説明書等を提出した。 ●虚偽答弁 監査の際、「①及び②の記載がある契約書兼重要事項説明書等を交付して説明を行った」と、虚偽の答弁をした。 	R5.10.31指定取消
4	一部効力の停止	R5.9.7	介護医療院、(介護予防)短期入所療養介護	石川県	<ul style="list-style-type: none"> ●人員基準欠如 介護医療院において、専らその職務に従事する介護支援専門員を1名以上配置しなければならないところ、かかる人員の勤務実態が無いにも関わらず、減算を行わず介護給付費を請求し受領した。また、人員基準欠如に該当する場合に、算定できない加算(サービス提供体制強化加算など計5つ)を算定し、本来得ることのできない報酬を受領した。 ●虚偽報告・虚偽答弁 監査において、当該施設で勤務実態の無い者を勤務していたように見せかける虚偽の書類を提出、及び虚偽の答弁を行った。 	R5.10.1から6月間
5	全部効力の停止	R5.9.28	居宅介護支援	大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ●運営基準欠如 ① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に必要な事項について、文書を交付して説明を行っていない。 ② ケアプラン作成時に行う利用者・その家族に対するアセスメントの実施、サービス担当者会議の開催、サービス開始以降のモニタリングの実施や結果の記録等がなく、一連のケアマネジメント業務を適切に実施していない。 ③ ケアプランが存在しない期間がある。 ●不正請求 居宅介護支援に関する介護給付費について、上記の理由により全額もしくは一部を減算して請求しなければならないことを認識しながら、減算せずに請求し、受領した。 ●虚偽報告 監査において、サービス担当者会議の記録、ケアプラン、居宅介護支援経過について、適切に実施したものになるよう事実と異なる内容を記録したものを提出した。 ●虚偽答弁 監査において、書類に記載された日時の正誤について事実と異なる答弁をした。 	R5.11.1から1年間

番号	処分内容	通知日	サービスの種類	都道府県	内 容	備 考
6	指定の取消し	R5.10.4	訪問介護、第1号訪問事業	大阪府	<p>●不正請求 実際には未届の有料老人ホームに拠点を置いて当該施設に居住する利用者にサービス提供を行っていたにもかかわらず、本体事業所から訪問しているように装い、複数の利用者について不正に同一建物減算を免れて報酬を請求し、受領した。 サービス提供を行ったことが確認出来ないサービスについて、不正にその報酬を請求し、受領した。</p> <p>●法令違反 事業者の指定は、その事業を行う事業所（サービス提供の拠点）ごとに行うことから、指定事業者は、その指定に係る事業所を拠点としてサービスの提供を行わなければならないところ、指定における事業所とは別に所在する未届の有料老人ホーム内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行っていた。</p>	R5.11.1指定取消
7	一部効力の停止	R5.10.13	地域密着型通所介護、介護予防通所サービス	大阪府	<p>●人員基準欠如 生活相談員の配置に関する基準を満たしていなかった。 書類及び複数の証言により、令和4年11月26日から令和5年7月20日までの間、生活相談員が全く事業所に配置されていなかった。また、令和4年5月16日から令和4年11月25日までの間、勤務が認められる生活相談員1名が勤務していない時間について、生活相談員が事業所に配置されていなかった。</p> <p>●虚偽報告 事業者が、市の監査に対し虚偽の報告を行った。 複数の職員から法人本部に対し生活相談員の配置不足について伝達がなされていたにもかかわらず、監査により市に提出された勤務表において、生活相談員の配置基準に適合しているかのような記載を行った。</p> <p>●虚偽答弁 事業者が、市の監査に対し虚偽の答弁を行った。 監査において、1名の従業者が、事業所の生活相談員として勤務を行っていないにもかかわらず自身が生活相談員として事業所に勤務していたと証言し、生活相談員の配置基準に適合させるため事実と違う答弁を行った。</p>	R5.11.1から3月間
8	一部効力の停止	R5.10.19	訪問介護、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス	名古屋市	<p>●不正請求 訪問介護員としての資格要件を満たさない者がサービス提供を行ったにも関わらず、これについて不正に介護報酬の請求を行った。また、特定事業所加算の算定要件を満たしていないことを知りながら、同加算を算定して不正に介護報酬の請求を行った。</p>	R5.11.1から1年間
9	指定取消	R5.10.20	訪問介護	徳島県	<p>●不正請求 利用者15名に対して、職員があたかもサービス提供したとする虚偽記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 訪問介護計画書等のサービス提供に係る書類がないにも関わらず、介護報酬を請求し、受領した。 同一建物に居住する訪問介護事業所の利用者が1か月あたり20人以上であるにもかかわらず、介護給付費を減算をせず請求し受領した。</p> <p>●虚偽報告 県が実施した監査において、サービスを提供したとする虚偽の内容の記録を提出した。</p> <p>●虚偽答弁 県が実施した監査において、サービスを提供したとする記録を偽造しているにも関わらず、内容に虚偽はないと虚偽の答弁を行った。</p>	R5.11.19指定取消
10	全部効力の停止	R5.10.20	通所介護	徳島県	<p>●不正請求 利用者2名に対して、サービスの提供が短時間にもかかわらず、計画どおりのサービスを提供したとして不正に介護報酬を請求し受領した。</p> <p>●人員基準欠如 生活相談員を配置せず、人員基準違反であるにもかかわらず、事業所を運営した。</p> <p>●虚偽報告 県が実施した監査において、サービスを提供したとする虚偽の内容の記録を提出した。</p> <p>●虚偽答弁 県が実施した監査において、サービスを提供したとする記録を偽造しているにも関わらず、内容に虚偽はないと虚偽の答弁を行った。</p>	R5.11.19から6月間

番号	処分内容	通知日	サービスの種類	都道府県	内 容	備 考
11	指定取消	R5.11.6	(介護予防) 福祉用具貸与	山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ●虚偽申請 新規指定申請時に、常勤で勤務する予定のない者を、常勤の管理者及び福祉用具専門相談員として「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、指定を受けた。 ●人員基準欠如 「福祉用具専門相談員の員数等」に規定する人員基準を欠如していた。 	R6.10.31指定取消
12	指定取消	R5.11.24	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	石川県	<ul style="list-style-type: none"> ●人格尊重義務違反 施設管理者の指示により全入居者の食事を減食しており、放棄・放任の虐待として生命に危険を及ぼす重大な人格尊重義務違反を行った。 ●虚偽報告 監査に係る帳簿書類(介護記録等)の提出にあたり、虚偽の報告を行った。 ●虚偽答弁 監査における利用者の身体状況の報告にあたり、虚偽の答弁を行った。 	R5.11.21指定取消
13	指定取消	R5.12.18	訪問介護、訪問介護相当サービス	大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ●不正請求 指定訪問介護等の事業と一体的に運営する障害者総合支援法上の居宅介護・重度訪問介護において、不正の手段による指定、不正請求、帳簿書類その他の物件の提出拒否、人員基準違反、運営基準違反が行われた。 	R5.12.31指定取消
14	指定取消	R5.12.25	訪問介護	山形県	<ul style="list-style-type: none"> ●人員基準欠如 常勤専従の管理者を1年以上適正に配置していない。 ●不正請求 ・サービス提供記録がないにもかかわらず、サービス提供したとする実績報告を行い、不正に介護報酬を請求した。・同一の訪問介護員が同時に複数の利用者にサービスを提供した記録を作成し、不当に高い区分で介護報酬を請求した。・同一建物に居住する利用者に対して訪問介護サービスを提供したにもかかわらず、減算せずに介護報酬を請求した。 ●虚偽報告 常勤配置が必要である管理者の配置について、常勤を満たしていないにもかかわらず、監査において常勤である旨の偽造書類(勤務割表)を提出し、虚偽の報告をした。 	R6.1.23指定取消
15	一部効力の停止	R5.12.27	(介護予防) 特定福祉用具販売	長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ●不正請求 利用者に腰掛便座の購入意思がないにもかかわらず、委任状等の関係書類を偽造し、購入申請をしたことにより、当該事業者は居宅介護福祉用具購入費を不正に受領した。 (当該事業所における組織的関与は認められなかった。) 	R5.12.27から3月間
16	全部効力の停止	R6.1.18	訪問介護	和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ●虚偽申請 指定申請時には人員基準を満たす勤務形態一覧表を県に提出していたが、実際運用されていた勤務表では人員基準を満たしていなかった。 非常勤職員は管理者から人員基準を満たしていない勤務表でしか勤務時間の説明を受けていなかった。 実際の勤務実績においても、開設時である令和5年1月から同年5月まで一度も人員基準を満たしていなかった。 	R6.3.1から6月間
17	一部効力の停止	R6.1.19	特定施設入居者生活介護	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ●人格尊重義務違反 	R6.3.1から3月間

番号	処分内容	通知日	サービスの種類	都道府県	内 容	備 考
18	一部効力の停止	R6.1.19	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	大阪府	<p>●人格尊重義務違反 要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなかった。 複数の居室において、設備基準におけるブザー又はこれに代わる設備（以下「ナースコール」という。）の設置義務を果たさず、緊急時に職員を呼ぶ手段を入居者から剥奪していた。</p> <p>●人員基準欠如 常勤のユニットリーダーが配置されていなかった。 1つのユニットに配置されていたユニットリーダーが非常勤職員であった。また、当該ユニットリーダーが別の事業所に配属されたにもかかわらず、当該ユニットリーダーが引き続き配置されているものとした勤務表を市に提出した。</p> <p>●設備基準欠如 長期間に渡り、複数の居室においてナースコールが設置されていなかった。</p> <p>●運営基準欠如 運営推進会議が開催されていなかった。 運営指導において、運営推進会議が開催されていなかったため、おおむね2か月に1回以上開催するよう指導したにも関わらず、以後も開催していなかった。</p>	R6.3.1から3月間
19	全部効力の停止	R6.2.1	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	愛媛県	<p>●不正請求 4名の利用者に対して訪問サービスを実施するにあたり、居宅への訪問ではなく、事業所と同一建物内にある認知症対応型共同生活介護事業所の居室への訪問をもって実施したこととし、介護給付費を不正に請求・受領した。</p>	R6.3.1から3月間
20	指定取消	R6.2.13	訪問介護	鹿児島県	<p>●不正請求 令和4年7月から令和5年2月までの間において、事業所と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護サービスを提供したにもかかわらず、減算せずに介護報酬を請求し、受領した。 令和4年1月から令和5年1月までの間において、出勤簿又はタイムカードでは訪問介護員が勤務していない日や時間帯に、サービスの提供を行ったとするサービス提供記録を作成し、介護報酬を請求し、受領した。 令和4年1月から令和5年2月までの間において、同一の訪問介護員が同日・同時帯に複数の利用者にサービスの提供を行ったとするサービス提供記録を作成し、介護報酬を請求し、受領した。 県が実施した監査において、訪問介護員がサービス提供したことを確認できない内容の記録を提出した。</p>	R6.3.14指定取消
21	指定取消	R6.3.5	居宅介護支援	愛媛県	<p>●不正請求 運営基準減算をする必要があるにも関わらず、当該減算を行うことなく、不正に介護給付費を請求し受領した。 介護支援専門員証の有効期間満了日の把握を怠り、管理者である主任介護支援専門員が有効期間失効の状態で見守り支援専門員として業務を行い、不正に介護給付費を請求し受領した。</p>	R6.2.28指定取消
22	一部効力の停止	R6.3.12	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	愛知県	<p>●人格尊重義務違反 元従業員が入所者の顔を手で叩いた。当該元従業員は複数の入所者に対して、少なくとも3回加害した。</p>	R6.4.1から3月間
23	一部効力の停止	R6.3.27	(介護予防) 短期入所生活介護	熊本県	<p>●不正請求 利用者が連続して30日を超えて本件短期入所事業所に入所（本件短期入所事業所の設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。）していることを認識していたのであるから、同日の居宅サービス費の算定において長期利用者に対する減額をすべきであったにもかかわらず、これをせずに、介護保険法第41条第6項に基づき居宅介護サービス費を請求し、受領した。</p>	R6.4.16から3月間
24	指定取消	R6.3.27	通所介護、第一号通所事業	熊本県	<p>●不正請求 利用者が本件事業所から通所介護を受けていないにもかかわらず、そのことを認識しながら、介護保険法第41条第6項に基づき居宅介護サービス費を請求し、受領した。 また、利用者が同一建物に宿泊し、同一建物から本件事業所に通ったことを認識していたのであるから、同日の居宅介護サービス費の算定において同一建物減算をすべきであったにもかかわらず、これをせずに、介護保険法第41条第6項に基づき居宅介護サービス費を請求し、受領した。</p>	R6.4.16指定取消
25	一部効力の停止	R6.3.27	通所介護	群馬県	<p>●不正請求 看護職員の勤務表を捏造し介護給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>●虚偽報告 監査切り替え前の運営指導時において、看護職員を配置したとする虚偽の勤務表を提示した。</p>	R6.4.1から3月間

番号	処分内容	通知日	サービスの種類	都道府県	内 容	備 考
26	指定取消	R6.3.29	通所介護	山梨県	<p>●不正請求 指定を受けた場所ではなく、関連施設である市外のサービス付き高齢者向け住宅内で通所介護に類似するサービスを提供していたにもかかわらず、指定を受けた場所で提供していたものとして、不正に介護報酬を請求していた。</p> <p>●虚偽答弁 指定を受けた場所で通所介護を提供していなかったにもかかわらず、監査時に「令和4年9月までは同所で通所介護を提供していた。」と虚偽の答弁をした。</p> <p>●不正不当な行為 指定を受けた場所で通所介護を提供していなかったにもかかわらず、関係する居宅介護支援事業所の介護支援専門員や利用者家族に説明をしていなかったうえ、利用者家族に対して 関連施設である市外のサービス付き高齢者向け住宅内で通所介護を利用できると虚偽の説明をしていた。</p>	R6.3.22指定取消 27は系列事業者
27	指定取消	R6.3.29	居宅介護支援	山梨県	<p>●運営基準違反 課題分析、サービス担当者会議、居宅サービス計画の説明及び同意の未実施、居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等の未実施。</p> <p>●不正請求 運営基準違反に該当する状態にもかかわらず、運営基準減算を行うことなく、不正に介護報酬を請求し、受領していた。</p> <p>●虚偽報告 居宅介護支援業務に当たって必要とされる書類の説明・同意及び交付、利用者の居宅への訪問などを、実際には行っていないにもかかわらず、それらが行われたかのように書類や記録を作成し、虚偽の報告を行った。</p> <p>●虚偽答弁 居宅サービス計画に位置付けた指定通所介護事業所が、事業所として指定を受けた場所で指定通所介護を提供していないことを知っていたにもかかわらず、監査時に「知らなかった」と答弁した。</p> <p>●不正不当な行為 居宅サービス計画に位置付けた指定通所介護事業所が、事業所として指定を受けた場所で通所介護の提供をしていないことを知っていたにもかかわらず、不正不当な実績報告に基づいた給付管理票を作成し、通所介護費の不正請求をほう助した。また、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護事業所が、訪問介護としてのサービス提供をしていないことを知っていたにもかかわらず、不正不当な実績報告に基づいた給付管理票を作成し、訪問介護費の不正請求をほう助した。</p>	R6.4.26指定取消 26は系列事業者
28	一部効力の停止	R6.4.16	地域密着型通所介護、第一号通所型サービス	北海道	<p>●人員基準違反 機能訓練指導員について、1以上配置する必要があるが、勤務表上機能訓練指導員とされている者について、機能訓練指導員としての勤務実態がなかった。 また、介護職員について、サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が、1以上確保されるために必要と認められる数とする必要があるが、1割を超えて介護職員が不足している月があった。</p> <p>●虚偽報告 指定更新時においても機能訓練指導員としての勤務実態がない者を機能訓練指導員として届け出ていた。また、出勤簿や業務日誌を、当該職員が勤務していたかのように作成し、監査時に提出した。</p> <p>●不正請求 介護職員の不測は、人員基準欠如減算の適用を受けるため、介護報酬を減額して請求すべきところ、人員基準欠如減算の適用を届け出ず、介護報酬の全額を請求し受領した。</p>	R6.5.1から6月間

番号	処分内容	通知日	サービスの種類	都道府県	内 容	備 考
29	一部効力の停止	R6.4.22	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	神奈川県	<p>●不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護・介護職員の員数が基準を満たしていなかった期間について、本来であれば算定すべき「看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合の減算」を算定していなかった。 ・人員欠如であった期間について、「人員基準欠如に該当していないこと」が算定要件となっている加算を算定していた。 ・個別機能訓練加算について、「専任の個別機能訓練指導員の配置」及び「利用者ごとの個別機能訓練計画の作成」が算定要件になっているにも関わらず、当該職員の未配置又は当該計画を作成せずに算定していた。 ・看取り介護加算について、「利用者の介護に係る計画を医師等他職種が共同で作成すること」が算定要件になっているにも関わらず、当該計画を作成せずに算定していた。 <p>●人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員1名が入居者4名に対して、ナースコールを隠す・手の届かない場所に置く等の、介護・世話の放棄・放任を行った。 	R6.5.1から6月間
30	全部効力の停止	R6.5.13	訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス	佐賀県	<p>●不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態と異なる虚偽の住所変更を行い、少なくとも監査時に当該行為を認める証言をした管理者が着任した、令和4年3月から令和5年3月までの1年1か月の間、介護給付費の減算を逃れる行為があった。 令和4年11月から12月までの2か月の間、有料老人ホームの利用者へサービス提供を行っていないにも関わらず、介護サービスを提供したように見せかける虚偽のサービス提供記録を作成して、介護給付費を架空請求した。また、虚偽のサービス提供記録の作成は、管理者の指示によるものであった。 	R6.5.15から1年間
31	指定取消	R6.5.29	訪問介護	徳島県	<p>●不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者5名に対して、職員があたかもサービス提供したとする虚偽記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・利用者3名に対して、サービスの提供が実態とは異なる単価の高いサービスを提供したとして、不正に介護報酬を請求し受領した 	R6.6.29指定取消
32	一部効力の停止	R6.6.1	地域密着型通所介護、第一号通所介護事業	富山県	<p>●不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護職員の配置が不足している期間、人員基準欠如減算をすべきと知りながら、行わなかった。併せて、算定要件を満たしていない中重度ケア体制加算等の加算を算定した。 <p>●虚偽報告・虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護職員が適正に配置されているかのように勤務実績及びタイムカードを偽装した(虚偽報告)。加えて、聞き取り調査において虚偽報告の有無について確認した際に、虚偽の答弁を繰り返した(虚偽答弁)。 	R6.6.1から3月間
33	指定取消	R6.6.17	訪問介護、第1号訪問事業	大阪府	<p>●不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定訪問介護の1名の利用者について、サービス提供の実態がないにも関わらず、架空のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 	R6.7.1指定取消
34	指定取消	R6.6.18	訪問介護、介護予防訪問サービス	大阪府	<p>●不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一建物減算を算定する必要性を認識しながら、契約上の事業所を故意に変更することにより、それぞれの訪問介護事業所が、1つの建物に居住する入居者に対し1月当たり19人を超えない範囲でサービス提供をしているように装い、居宅介護サービス費を請求し、同一建物減算を逃れようとした。 <p>●人員基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問サービス事業所の指定基準における管理者及びサービス提供責任者の専従要件を満たしていなかった。 	R6.7.31指定取消
35	一部効力の停止	R6.6.28	介護老人福祉施設	富山県	<p>●人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の職員が入所者頭をテーブルに押しえつけ怪我を負わせた。 ・当該施設の職員複数名が入所者に対し、強い口調や大声で言ったり、赤ちゃん言葉で接したりした。 ・当該施設の職員複数名が入所者のトイレに行きたいとの訴えに対し、おむつ内の排泄を促した。 ・当該施設の複数の居室において、ナースコールのコードを縛り入所者の手がボタンに届かないようにした。 	R6.7.1から3月間
36	一部効力の停止	R6.7.10	介護老人福祉施設	群馬県	<p>●人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該施設の介護職員が入所者に対して、ベッドに抱えて投げ返すように戻す、足で蹴るようにベッドに寝かせる等の行為を行ったことが確認された。 	R6.8.1から3月間

番号	処分内容	通知日	サービスの種類	都道府県	内 容	備 考
37	指定取消	R6.7.16	通所介護	長崎県	<p>●人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ入口を施錠し、自立排泄可能な利用者がトイレを自由に利用できない状況にした。(介護・世話の放棄・放任の虐待行為) ・入浴介助時の脱着行為について、同じ脱衣室で男性利用者と女性利用者を同時に利用させた。(心理的虐待行為) ・法人代表の指示により、無資格の介護職員が医療行為(胃ろう)を行ったことで、利用者の身体の安全を脅かした。(身体的虐待行為) <p>●不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員を配置していない日があるにもかかわらず、看護職員未配置に係る必要な減算を行わず、介護報酬を請求し、受領した。 ・一部の利用者に対し、入浴介助をしていない日も入浴介助を行ったとして、実績よりも多く入浴介助加算を算定し、介護報酬を請求し、受領した。 <p>●虚偽報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所職員(1名)の雇用契約書について、雇用契約書の業務内容等を、事実と異なる内容に変更して作成したものを提出し、虚偽の報告を行った。 <p>●虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の勤務について、看護職員である法人代表は、過去の監査時において、自分が休みの時は、別の看護資格職員が看護業務を行っている旨の答弁をしていたが、令和6年5月の監査において、勤務表上自分が休みでも、看護業務をするために毎日勤務していた旨の答弁をするなど虚偽答弁を行った。 ・利用者への医療行為(胃ろう)について、看護職員である法人代表は、過去の監査時において、自分が休みの時は、別の看護資格職員に行わせた旨の答弁をしていたが、令和6年5月の監査において、胃ろう業務は全て自分が行った旨の答弁をするなど虚偽答弁を行った。 	R6.7.31指定取消
38	指定取消	R6.7.26	(介護予防)特定施設入居者生活介護	埼玉県	<p>●人員基準違反・設備基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、令和5年10月19日までに当該施設の入居者全員が転出し、同年同月20日には施設が閉鎖されて従業者が1人もいない状態となったことを、現地に確認している。 ・このことから、当該施設の従業者は介護保険法に基づく本県の介護保険法施行条例で定めた員数を満たしていないことが明らかであるから、法第77条第1項第3号に該当するものと認められる。 ・また、県は、運営法人が当該施設として使用していた土地及び建物の使用権原を、令和5年5月20日付けで失っていることを確認している。 ・このことから、当該施設は介護保険法に基づく本県の介護保険法施行条例で定めた設備の基準を満たしていないことが明らかであるから、法第77条第1項第4号に該当するものと認められる。 	R6.7.23指定取消